

## 文京区立第三中学校いじめ防止基本方針

心身ともに健全な生徒を育成することは、中学校教育の重要な使命であり課題である。このため、学校はすべての生徒の豊かな学校生活を願って、日々教育活動の充実に努めている。いじめ問題は生徒の人間形成と人権尊重の精神の育成の上で見逃すことのできない重要な問題である。これまで、本校では、この問題に対して、いじめは、決して許されないことであり、いつでもどこでも、どの学校にもどの学級にも起こりうるものであるという認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めてきた。

平成 25 年 9 月、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、これまでの本校のいじめ問題の対応について、見直しと改善を図り、改めて本校の現状に応じたいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

### 1 文京区立第三中学校いじめ防止基本方針の前提となる共通認識

\*は、「いじめ防止対策推進法」の関連条文

#### (1) いじめの定義

本校に在籍している生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

\*いじめ防止対策推進法 2 条

#### (2) 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。\*いじめ防止対策推進法 3 条

#### (3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。\*いじめ防止対策推進法 4 条

#### (4) 学校及び学校の教職員の責務

本校及び本校の教職員は、上記(2)の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。\*いじめ防止対策推進法 8 条

#### (5) 保護者の責務等

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。\*いじめ防止対策推進法 9 条

## 2 文京区立第三中学校いじめ防止の基本的な考え方

### (1) 学校におけるいじめの未然防止

本区の教育課程編成にかかわる基本的な考え方に基づき、「豊かな人間性を育成する心の教育の更なる充実」を目指し、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。\*いじめ防止対策推進法 15 条

#### 【具体的な取組】

- 道徳、総合的な学習の時間、学級活動において「いじめに関する授業」の実施
- 正しい判断力の育成
- 道徳授業地区公開講座の実施に伴う道徳教育の推進
- 生徒会活動による「いじめ防止等の活動」の推進
- いのちと人権を考える月間(5月・12月)での取組
- キャリア教育を通しての体験活動の推進(職場体験等)
- 奉仕的体験活動への積極的取組
- いじめ防止に関わる校内研修の実施と PTA 等への啓発

### (2) いじめの早期発見のための措置

いじめを早期に発見するために、文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究を行う。また、週一回の生活指導部会において状況報告の他に、生徒等に対して定期的な調査その他の必要な措置を行う。\*いじめ防止対策推進法 16 条

#### 【具体的な取組】

- 定期的な調査を年3回実施する。
  - ・ 都のふれあい月間による調査を活用
  - ・ 教育相談等を活用しての聞き取り調査(通年)
- 生徒、保護者及び教職員がいじめに係る相談ができるよう体制を整備する。
  - ・ 年に一度、全校生徒を対象として教員との面談を実施
  - ・ スクールカウンセラーの活用
  - ・ 関係相談機関との連携
  - ・ 生徒会活動による目安箱等の活用
- 教師による見回りを行い、被害の早期発見に努める。
  - ・ 授業や休み時間での巡回

### (3) いじめの防止等に努めるための教職員の資質の向上

教職員に対して、いじめの防止等のための対策に関する研修を4月に実施するとともに、定例の会議等を活用し、都の人権教育プログラムや区はいじめ防止等の指導資料などを用いた管理職等による指導助言、情報提供を行う。

\*いじめ防止対策推進法 18 条

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるようにセーフティ教室、安全指導、外部講師を招聘しての情報モラルに関する啓発事業等を年1回以上実施する。

\*いじめ防止対策推進法 19 条

### 3 文京区立第三中学校いじめの防止等に関する措置

#### (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を講ずるために、校内に「いじめ防止対策校内委員会」を設置するとともに、いじめの事案により関係機関と連携した「いじめ防止サポートチーム」を有効に活用する。\*いじめ防止対策推進法 22 条

##### 【「いじめ防止対策校内委員会」について】

○構成員… 管理職、生活指導主任、学年主任、主幹教諭、養護教諭、

スクールカウンセラー

○開催… 週一回を定例会とし、いじめの事案により臨時に開催する。

○活動内容

- ・ いじめの早期発見をはじめ実態把握に関すること。
- ・ いじめ防止等に関する対策の立案に関すること。
- ・ いじめの事案の対応に関すること。

##### 【「いじめ防止サポートチーム」について】

○構成員… 管理職、生活指導主任、学年主任、スクールカウンセラー、※ 地域関係者

※ 地域関係者は、いじめの事案により「文京区立第三中学校サポートチーム設置要項」に基づき、校長が主任児童委員、スクールサポーター、児童福祉士などから選考し、依頼する。

○開催… いじめの事案により緊急開催とする。

○活動内容… いじめの事案の対応に関すること

#### (2) いじめに対する措置 \*いじめ防止対策推進法 23 条、25 条

- ① いじめに係る相談や通報を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、区教育委員会指導課に報告する。また、いじめをやめさせるとともに再発防止を図るために「いじめ防止校内対策委員会」の指導方針に基づき複数の教職員が協働して、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。なお、いじめを行った生徒への指導においては、教育上必要があると認めるときは校長及び教員は当該生徒に対して適切に懲戒を加える。
- ③ 周囲の生徒（傍観者）には傍観することがいじめに加担することと同じであること、また、いじめを受けた生徒の心情を理解させる。
- ④ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対して、保護者と連携を図り、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ⑤ 上記② を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者間で共有できるように努める。
- ⑥ 教育委員会の指導助言を得て、いじめの事案が犯罪行為として取り扱われるべきと認めた場合、所轄警察署と連携して対処する。

#### 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には、次の対処を行う。\*いじめ防止対策推進法 28 条

- (1) 区教育委員会にいじめの事案を報告するとともに、指導助言を得て、調査組織を設置し、事実関係を明らかにするために質問票の使用その他適切な方法により調査を行う。
- (2) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要情報を適切に提供する。

#### 5 学校評価における留意事項

学校評価を実施する場合、いじめの事実が隠蔽されることなく、いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発防止の取組等を適切に行う。\*いじめ防止対策推進法 34 条

令和6年11月1日 改訂